

目黒区知的障害者グループホーム運営費補助金交付要綱

平成17年3月31日付け目健障第1154号決定

平成25年6月10日付け目健障第1753号改正

平成28年3月30日付け目健障第7426号改正

令和5年4月1日付け目健障施第129号改正

令和8年3月19日付け目健障施第3249号改正

(目的)

第1条 この要綱は、区内において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第18項に定める共同生活援助事業（以下「グループホーム」という。）を運営する法人（以下「運営法人」という）に対して、運営に係る経費の一部を補助することにより、グループホームの円滑な運営を図り、もって、知的障害者の地域社会における安定した生活の場を確保し、その自立を助長することを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、区内においてグループホーム（主な対象者を知的障害者としている事業所に限る。）を適正に運営している運営法人とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 世話人 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚労令第171号）第208条第1項に規定する世話人として、グループホームに従事している職員。
- (2) 世話人福利費 法定福利費又は福利厚生費（社会保険料、通勤手当、住宅手当、社員旅行費等）として、世話人のために要した費用で、運営法人が負担したもの。
- (3) 世話人健康診断料 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条に基づき実施される健康診断に係る費用として、世話人のために要した費用で、運営法人が負担したもの。

(補助対象経費)

第4条 補助対象とする経費は、グループホームの運営に必要な費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 家賃
- (2) 光熱水費
- (3) 世話人代替費
- (4) 世話人福利費
- (5) 世話人健康診断料

- 2 前項第1号の家賃については運営法人が所有者等と賃貸借契約を結んだ建物に限って補助対象とし、運営法人が所有する建物及び無償で提供を受けた建物については補助対象としない。
- 3 第1項第1号の家賃及び第2号の光熱水費について、利用者から費用の徴収を行っている場合は、その額を控除した実支出額を補助対象経費とする。
- 4 第1項第3号の世話人代替費の算定に使用する世話人経験年数については、補助金交付申請日時点を基準として、運営法人における世話人としての経験年数とする。ただし、事業譲渡等によりグループホームの所在地を同じくしたまま運営法人が変更となった場合において、同一の世話人が変更後の運営法人においても当該グループホームで勤務を継続する場合に限り、変更前の運営法人における経験年数も含めることができる。
- 5 第1項第3号から第5号までに規定する補助対象経費については、原則として申請日時点でグループホームの世話人として従事している者を対象とし、対象となる世話人が複数いる場合は、2名分までを補助対象経費とすることができるものとする。ただし、申請年度の10月1日時点で補助対象とする世話人の数に増減があった場合には、第8条に規定する交付変更申請を行わなければならない。

(補助金交付額)

第5条 補助金は、区の会計年度を単位として交付する。補助金の交付額はグループホームのユニット毎に別表の補助基準額を上限とし、予算の範囲内で区長が定める額とする。

(交付申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指定期日までに、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に定める書類を添付して区長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 予算書（別記第3号様式）
- (3) 利用者名簿（別記第4号様式）
- (4) 世話人経歴書
- (5) 職員配置状況確認票
- (6) 賃貸借契約書の写し（家賃補助を申請する場合のみ）
- (7) 運営規程
- (8) 申請者の定款又は規則
- (9) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- (10) その他区長が必要と認める書類

(交付決定手続)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付する必要があると認めたときは、速やかに交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第8条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「事業運営者」という。）は、交付申請の内容を変更するときは、補助金交付変更申請書（別記第6号様式）に、補助金変更予算書（別記第7号様式）、その他関係書類を添えて区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定する交付変更の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認める場合は、補助金の交付額の変更を決定し、補助金交付変更決定通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

(交付請求)

第9条 事業運営者は、補助金交付請求書（別記第9号様式）により、区長に補助金の交付を請求するものとする。

(実績報告)

第10条 事業運営者は、その事業の完了若しくは廃止のとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに区長に事業実績報告書（別記第10号様式）及び決算書（別記第11号様式）を提出しなければならない。

(補助金額確定)

第11条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定内容に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記第12号様式）により事業運営者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第12条 交付された補助金については、前条の規定による補助金額確定をもって精算を行うものとする。

(補助の対象となった事業の経理)

第13条 事業運営者は、補助の対象となった事業に係る収入及び支出に関する状況を明らかにしておくとともに、これを証する書類等を整備しておかなければならない。

(事業執行状況調査)

第14条 区長は、補助の対象となった事業の適正な執行を確保するため、必要があるときは、適宜事業運営者に報告を求め、又は調査することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しては、目黒区補助金等交付規則（昭和43年3月目黒区規則第6号）及び社会福祉法人に対する補助に関する条例（昭和58年3月目黒区条例第16号。運営法人が第3条第1号に規定する社会福祉法人である場合に限る。）に定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助項目	補助基準額等		
(1) 家賃補助	※賃貸借契約を結んだ建物に限る		
	2名定員	120,000円／月	
	3名定員	130,000円／月	
	4名定員	140,000円／月	
	5名定員	150,000円／月	
	6名定員	160,000円／月	
	7名定員	170,000円／月	
	8名定員	180,000円／月	
	9名定員	190,000円／月	
	10名定員	200,000円／月	
(2) 光熱水費	27,000円／月 ただし、補助対象期間の合計額を基準とする。		
(3) 世話人代替費	13,000円×世話人経験年数に該当する日数		
	※最大2名分		
	1年目	10日分	130,000円
	2年目	11日分	143,000円
	3年目	12日分	156,000円
	4年目	13日分	169,000円
	5年目	14日分	182,000円
	6年目以降	15日分	195,000円
	ただし、10月1日時点で対象世話人数に増減があった場合は、当初交付決定額から1名につき65,000円を増減する。		
	(4) 世話人福利費	※最大2名分	
1名分		16,800円	
(5) 世話人健康診断料	※最大2名分		
	1名分	5,120円	